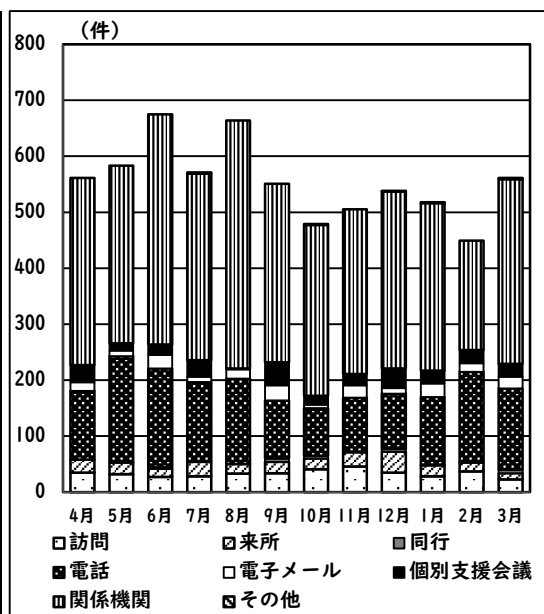


令和3年度 生活支援センターあけびの概況報告（4月～3月）

1、相談支援業務の概況

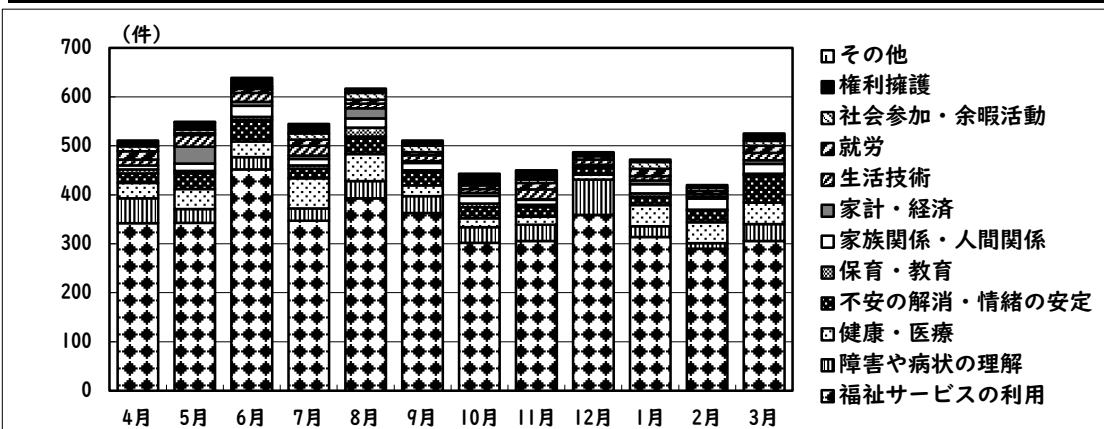
(1) 相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	35	23	0	123	15	31	334	0	561
5月	32	21	0	190	10	13	317	0	583
6月	27	15	2	177	24	19	411	0	675
7月	28	26	1	142	9	30	333	2	571
8月	33	17	0	153	16	2	443	0	664
9月	34	20	6	104	27	41	319	0	551
10月	41	19	5	85	6	16	305	2	479
11月	46	25	1	97	22	20	294	0	505
12月	35	37	5	99	10	35	316	1	538
1月	28	20	0	122	24	23	299	2	518
2月	37	16	0	162	15	24	195	0	449
3月	23	11	6	145	21	23	330	2	561
合計	399	250	26	1599	199	277	3896	9	6655



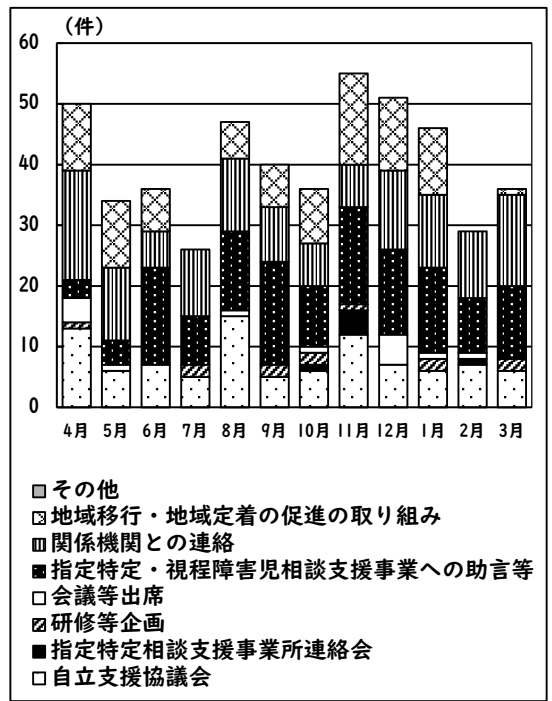
(2) 障害者相談支援事業の内容件数

	福祉サービスの利用	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	342	51	31	20	8	8	0	12	17	10	12	0	511
5月	343	28	41	32	5	15	34	24	4	7	15	1	549
6月	452	25	32	44	6	23	8	18	8	5	18	0	639
7月	347	25	62	19	7	13	7	20	13	12	20	0	545
8月	393	35	55	36	18	19	21	9	8	14	9	0	617
9月	363	34	22	28	3	15	4	12	6	13	11	0	511
10月	302	32	18	23	7	16	6	8	7	4	18	2	443
11月	306	33	16	20	5	10	1	20	13	7	19	0	450
12月	359	72	10	14	1	5	0	11	7	3	3	2	487
1月	314	22	43	17	7	19	7	9	15	14	5	0	472
2月	290	11	43	24	2	22	4	6	6	6	6	0	420
3月	306	34	44	56	3	20	8	15	14	10	15	0	525
合計	4117	402	417	333	72	185	100	164	118	105	151	5	6169

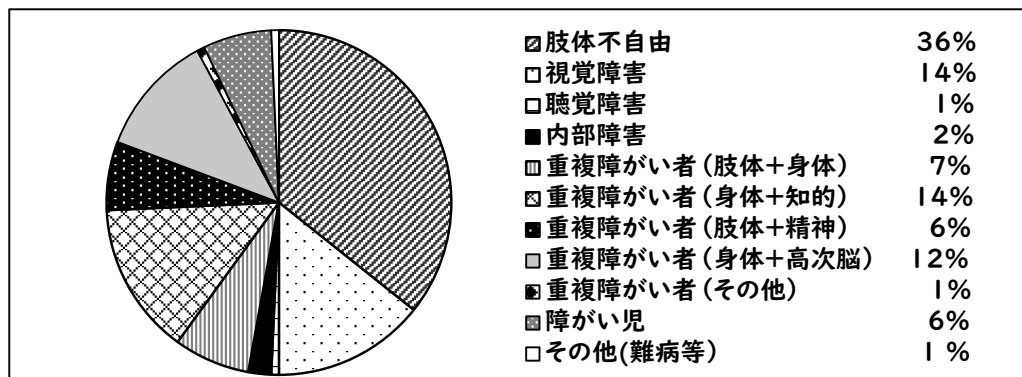


(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容件数

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席	指定特定・視程障害児相談支援事業への助言等	関係機関との連絡	地域移行・地域定着の促進の取り組み	その他	月合計
4月	13	0	1	4	3	18	11	0	50
5月	6	0	0	1	4	12	11	0	34
6月	7	0	0	0	16	6	7	0	36
7月	5	0	2	0	8	11	0	0	26
8月	15	0	0	1	13	12	6	0	47
9月	5	0	2	0	17	9	7	0	40
10月	6	1	2	1	10	7	9	0	36
11月	12	4	1	0	16	7	15	0	55
12月	7	0	0	5	14	13	12	0	51
1月	6	0	2	1	14	12	11	0	46
2月	7	1	0	1	9	11	0	0	29
3月	6	0	2	0	12	15	1	0	36
合計	95	6	12	14	136	133	90	0	486



(4) 相談対象者障がい種別



2、障害者相談支援事業の内容について

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ 聞き取りおよびサービス利用についての情報提供
- ・ 障害福祉サービスの代行申請
- ・ 計画相談支援事業所に関する相談、調整、説明
- ・ 調整会議の開催
- ・ 利用者負担額の試算及び軽減に関する情報提供、軽減申請代行
- ・ 上限管理についての情報提供
- ・ 障害支援区分認定調査代行申請
- ・ 障害支援区分認定調査
- ・ サービス提供事業者との連携及びサービス利用内容要望等の連絡、調整
- ・ 地域生活支援事業のサービス利用計画作成
- ・ サービス提供事業所への見学同行
- ・ 市内転出入に伴う申請援助
- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 学童の放課後支援や長期休暇支援に関する事
- ・ 介護保険制度に関する相談
- ・ 介護保険ケアマネージャーとの連携、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターとの連携、連絡、調整

- ・ 他の相談支援事業所との連携、連絡、調整
 - ・ 家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
 - ・ 介護保険課、地域包括ケア推進課、健康課、環境保全課、生活支援課との連携
 - ・ 郡山保健所との連携、連絡、調整
- など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・ 本人の病状に関する相談
 - ・ 本人の障がい特性の理解促進
 - ・ 障がい受容に関する支援
 - ・ 本人の病状や障害について医師や病院相談員との連携、相談
- など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・ 訪問診療等に関する情報提供
 - ・ 訪問看護ステーションとの連携、連絡、調整
 - ・ 障がい特性に応じた医療機関の情報提供
 - ・ 病状について医療機関との連携、連絡、調整
 - ・ 入退院に伴う医療機関、家族、支援機関との連携、連絡、調整
 - ・ アルコール依存に関する相談
 - ・ 難病患者等への支援
 - ・ 健康維持、促進に関する相談
- など

(4) 不安の解消・情緒の安定に関する支援

- ・ 生活の不安に関する相談、生活状況の確認
 - ・ 新型コロナウイルス感染リスクに関する不安
 - ・ 専門の相談支援機関の紹介
- など

(5) 保育・教育に関する支援

- ・ 特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
 - ・ 養護学校卒業後の進路に関する相談
 - ・ 就学、進学に関する情報提供、相談
 - ・ 学校への通学に関する相談
 - ・ 通信制高校や復学に関する相談
 - ・ 学校での医療的ケア等の支援に関する相談
 - ・ 学校への通学方法の相談
- など

(6) 家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族と本人との関係性についての相談
 - ・ 近隣住民や友人関係に関する相談
 - ・ 当事者間でのトラブルに関する相談
 - ・ 入所先での人間関係や生活についての相談
 - ・ 家族支援に関して介護保険事業所等との連携、連絡、調整
 - ・ 家族の入院等に伴う関係機関との連携、連絡、調整
- など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・ 心身障害者（児）医療制度に関すること
- ・ 高額医療制度に関しての相談
- ・ 特定疾患医療に関すること
- ・ 障害者年金に関すること
- ・ 生駒市交通費助成に関すること
- ・ 生活保護に関すること
- ・ 地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況
- ・ 障がい者割引サービスに関しての情報提供
- ・ 借金や生活費に関すること

など

(8) 生活技術に関する支援

- ・ 障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
- ・ 緊急通報システムに関しての情報提供
- ・ 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- ・ 民間有償サービス（施設や病院内での支援、家事代行、配食サービス等）に関しての情報提供
- ・ 日常生活用具の購入についての情報提供、申請代行
- ・ 補装具の給付についての情報提供、連絡、調整、申請代行
- ・ 福祉機器に関しての業者との連絡、利用援助
- ・ まごころ収集に関すること
- ・ 子育て支援に関すること
- ・ 親の加齢に伴う将来の生活の場についての相談
- ・ 大家、不動産業者との連絡、引っ越しに関する事

など

(9) 就労に関する相談

- ・ 仕事に関しての相談、情報提供、同行
- ・ 休職・復職に関すること
- ・ 就業・生活支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 高校卒業後の就職先に関すること
- ・ 就労の継続に関する相談

など

(10) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・ サロンの紹介、参加支援
- ・ 各種教室や行事への参加支援
- ・ ボランティア資源の開拓
- ・ 当事者団体やサークルに関すること
- ・ 長期入院者の退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ ひきこもり状態からの社会参加へ向けた相談

など

(11) 権利擁護に関する支援

- ・ 成年後見制度の情報提供、申請援助
- ・ 地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・ 虐待の疑いに関する相談
- ・ 触法に関すること

など

(12) その他

・ 研修会へ参加

など

会 議 ・ 研 修 名	内 容	日 時 ・ 場 所
障害支援区分 認定調査員研修	公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識や技術の習得	6月7日 Zoom
相談支援従事者研修 制度改定説明会	相談支援従事者研修新カリキュラムで実施される、実習及び実地教育のが医療説明及び実習の必要性、委託相談支援事業所や地域自立支援協議会の役割について学ぶ	7月28日 Zoom
高次脳機能障害Web研修会	医師や当事者の話を聞き、高次脳機能障害の症状について理解し、支援方法について学ぶ	9月11日 Zoom
権利擁護支援センター 実務者連絡会	意思決定支援について学ぶ	9月29日 生駒市福祉センター
相談支援専門員従事者 指導者研修	都道府県が実施する相談支援従事者研修の充実を図るため、研修の企画立案・運営やスーパービジョン方法について学ぶ	9月15日～17日 3月2日 Zoom
相談支援従事者初任者研修	相談支援に関する講義を受け、演習等を行い、相談支援従事者としてのスキルを身につける。	9月30日～12月17日 Zoom
ファシリテーター研修	ファシリテーション能力の向上に向けて、スーパービジョン手法を学ぶ。 相談支援専門員初任者研修演習ガイダンス	10月1日 Zoom
奈良県障害者虐待防止 ・権利擁護研修 (障害福祉施設管理者・設置者コース)(公開講座)	管理者等が虐待の防止のために果たす役割を学ぶとともに、虐待が起こった場合の対策方法や事業所内での虐待防止の取り組みを具体的に推進するための手法について学ぶ	1月7日～3月31日 2月1日～2月28日 配信・レポート

3、基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

(1) 自立支援協議会

・ 担当者部会及び専門部会への参加、打合せ

会 議 名	内 容
障害者地域自立支援協議会 担当者部会	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域ネットワーク構築に向けた協議・企画を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (こども支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中活動系の事業所が集まり、児童を取り巻く関係機関との連携強化や課題整理、サポートブックの啓発、追跡を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (権利擁護部会)	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、権利擁護制度の理解を中心とした活動と地域に向けた啓発活動のための具体的取り組みについての検討し、市民向けのイベントや研修会の開催を行う
障害者地域自立支援協議会 専門部会 (くらし部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中・就労活動系の事業所が集まり、地域で暮らし続けるため、福祉以外の業界・職域と連携する方法を検討し、地域へ働きかけを行う

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 指定特定相談支援事業所連絡会へ参加

会議名	内容
市内指定特定相談支援事業所実務連絡会	生駒市内の特定相談支援事業所と意見交換や事例検討を行い、計画相談支援の質を向上させる

(3) 研修等の企画

- ・ 研修等の企画
- ・ 事業所向け研修（ケース検討会）の企画 など

(4) 会議等出席

- ・ 指定特定相談支援事業所主催の担当者会議に参加
- ・ 学校、病院、ケアマネ等の会議へ参加 など

(5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・ 相談支援専門員からの相談への助言
- ・ 個別支援会議への参加
- ・ 利用者宅への訪問同行
- ・ 相談支援従事者初任者研修でのファシリテーター など

(6) 関係機関との連携

- ・ 病院、訪問看護事業所との連携、情報提供
- ・ ケアマネ、地域包括支援センターとの連携、情報提供
- ・ 特別支援学校との連携、情報提供
- ・ 福祉サービス事業所との連携、情報提供 など

(7) 一人暮らし体験調整

- ・ 一人暮らし体験利用者への情報提供、利用調整、アセスメント
- ・ 一人暮らし体験事業所との連携 など

4、相談支援業務の傾向について

- ・ 転出されたり、亡くなられたり、介護保険への移行や一般就労されたことにより、サービスを終了するケースはあるものの、新規ケースが増えており、相談件数は増加傾向にある。
- ・ 相談対象者の障がい種別では昨年までと大きく変わりはなく、肢体不自由のケースが半数以上を占めている。しかし、3割以上の方は知的障がいや精神障がい等何らかの重複で、内部障がいや高次脳機能障がい、聴覚障がいと視覚障がいの重複等、多様化している。
- ・ 特定疾患（難病）の方も障害福祉サービスを利用できるようにはなっているが、相談に来られる方のほとんどは、身体障害者手帳を所持されている。特定疾患（難病）の方は手帳が無くてもサービスが受けられることを知られていないこともあるが、福祉とのつながりを求められる時点で福祉サービス以外の面も考え、身体障害者手帳を所持されているためと思われる。
- ・ 全体の相談ケースの中で難病の方の占める割合は増えている。進行性の病気の方に対して、機能面低下等の先を見据えて、将来の生活について考えていかなければいけないが、病状の進行は人それぞれであり、失明や自分の死とも向き合わなければいけないこともあり、話しを進めたり、支援に入るタイミングなどの難しさがある。また、日に日に進行していくことを受容するのに時間がかかるケースが多い。
- ・ 外出が困難な方が多く、来所より訪問するケースが多いが、他の家族への配慮から自宅内で相談できないケースもある。
- ・ 新規ケースがあるものの、18歳未満の相談ケースは少ない。

- ・ 初対面で自宅へ訪問する際は、年齢や相談者の状況等を踏まえ、家族の同席を求めたり、2人で訪問したりするなど状況に合わせた対応をしている。
- ・ 個別支援会議を定期的に行うことにより、本人や家族、支援者で状況把握ができるため、関係機関との福祉サービスに関する連絡調整が減っている。
- ・ 医療的ケアが必要な方や基礎疾患のある方等感染症にかかるると重症化しやすい方が多いため、コロナ禍の影響により、感染予防の観点から対面ではなく電話等で対応するケースもあるが、昨年に比べて対面での面談を拒否されるケースは減っている。しかし、感染予防に関する考え方には個人差があり、臨機応変な対応が求められる。また、対応していく上で感染状況や事業所側の感染対策などの把握も求められる。
- ・ コロナ禍の影響により、日中活動を休まれる利用者や事業所の閉鎖や時間の短縮により、在宅支援に関する相談が増えた。感染症対策で2年以上、外出をされていなかったり、在宅支援の利用を継続されている方もおられる。閉じこもりになっている方もおられるが、感染予防といわれると外出を促しにくい。
- ・ コロナ禍のため、余暇や社会参加の相談件数が減り、健康に関する相談が増えている。
- ・ 家族状況の変化や病状が変動しやすい方からの相談が増加したことにより、緊急かつ頻回なサービスの連絡調整が必要になるケースが増えている。
- ・ 視覚障がいや同行援護のみを利用されているケースでは、県外等への外出支援を希望されているため、遠方の事業所と契約されている方が多く、自分で事業所を探してこられるケースも増えている。働いておられたり、団体やサークル活動をされており交友関係が広く、情報を持っている方が多いからだと思われる。また、外出の支援に加え、代筆や代読の支援を求められている。
- ・ 本人や家族が就労している場合、相談対応できる時間が土日祝及び夕方であれば出来ないケースが増加している。
- ・ 京都や大阪等、訓練や就労等のため、遠方に入所されている方も数名おり、帰省や一時帰宅される場合を除き、電話やメール、郵送でのやり取りになってしまう。成年後見人の家族が遠方に住んでおられる場合もある。
- ・ 聴覚障がいの方や忙しくてなかなか連絡が取りにくい方とはメールでやり取りを行ったが、文章でのやり取りになるため、思いがうまく伝わらないことや理解してもらっているのかの判断がつきにくいことがある。
- ・ 医療ケアの必要性が高い人が多く、医療機関、特に訪問看護ステーションとの連携は不可欠である。また、感染予防の観点より長期的に通院リハビリの中断や回数減少、受診控えなどもあり、訪問看護や往診・訪問診療のニーズは高まっている。
- ・ 聴覚障がいの方で、発達障がいや視覚障がいとの重複ケースもあり、相談のやり取り時に困る場面があり、手話通訳者の利用などに加え、その人に合ったコミュニケーション方法の工夫が必要である。また、マスク生活により表情の読み取りにくさや聞き取りにくさ、話しにくさがあり、コミュニケーションのしづらさを感じる人が増えた。
- ・ 病状が落ち着いている場合は、かかりつけ医がいない方も多くおりサービス申請時等に困るケースも増えている。診断をつけてもらうための病院を探すのに苦労したケースもある。
- ・ 身体状況の変化に伴い、日常生活用具や住宅環境の整備についての相談が多い。
- ・ 本人や家族の体調不良により、緊急かつ頻回の相談が必要なケースも多い。本人が入退院を繰り返すケースもある。ここ最近では、病院側より入退院時での情報提供を求めてこられるケースが増えている。相談員と病院との連携が密になったことが考えられる。入院されるとコロナ禍で面会や外泊ができないため、退院後の生活のイメージがつきにくいいため、本人や家族の不安が増幅することがある。
- ・ 家族や本人の高齢化が進んでおり、親亡き後の本人の生活の場の確保等の相談が増えてきているが、将来をイメージした生活設計ができていないケースがほとんどである。また、家族が全面的に日常生活を支えているため、家事などの生活経験がない場合が多く、生活スキルを磨くとともに、自分がどんな支援を必要としているのかを考えていく必要がある。
- ・ 一人暮らし等将来の生活をイメージできるように一人暮らし体験を紹介しているが、利用までには至らないことが多いため、前向きにチャレンジしてもらえようような促しが必要である。しかし、介護の必要度が高い方が一人暮らしを希望された場合、どのように地域で支えていけるか不安があり、限られた方にしか一人暮らしを提案できていない。

- ・すでに日中活動サービスを利用して生活が安定している方は多いが、家族の高齢化に伴い入所系事業所（短期入所利用も含む）の見学が増えている。見学しても実際に利用できる場所は限られる。受けれてもらえる事業所がなく、見学までも行かないケースもある。
- ・介護者や家族が要支援のケースも多く、家族に代わる支援に加えて家族への支援も求められている。また、親族がいても疎遠であるなどし、支援が見込めないケースが増えている。緊急連絡先がない方もおられる。
- ・同居家族の主たる介護者となっている利用者もおられるため、介護をしていく上での悩みについての相談も増えている。今後も障障介護は増えていくと思われる。
- ・本人の成長や障がいの進行、家族の高齢化等により在宅での入浴困難の相談が増えているが、在宅での入浴環境が整っていないことが多いため、生活介護での入浴に関しては生駒市内には事業所も少なく高齢者施設が選択肢となる。市外では送迎してもらえない問題もあり、利用者の選択肢が少ない状況である。また、時間や回数等希望に合った入浴が難しい場合も多い。訪問入浴もスタッフの人手不足（特にコロナ禍で看護師不足）により新規での利用が難しくなっている。ニーズは高いが、入浴機会の提供に課題がある。
- ・日中活動事業所の利用や就労をするにあたり、通所や通勤方法が問題になることがある。そのため、日中活動場所の選択肢が限られてしまったり、就労をあきらめてしまうケースもある。コロナ禍で在宅就労がメディアに取り上げられることが増え、在宅就労に興味を持たれる方が増えた。
- ・就労する能力はあるが、今の生活に満足していたり、新しい事へチャレンジするきっかけをつかめていないケースが増えている。
- ・介護保険利用者や障がい軽度の方でも家からの外出困難なケースが多く、地域サロンやいきいき100歳体操等介護予防事業や福祉センターの教室などへの参加を希望しても、その場所まで行く方法が無く、継続利用を断念するケースがある。
- ・介護保険を併用されている方に加え、介護保険への移行や生活保護受給により介護保険からの移行になるケースが多くあり、介護保険関係者との連絡調整が必要。最近では介護保険移行後も外出の支援（同行援護・移動支援）や就労支援の継続利用を希望する傾向にある。
- ・ケアマネから「介護保険では対応できないため、障害者手帳を持っているので何か支援は受けられないのか。」と言う相談が増えている。特に外出（余暇支援や通院等）の相談が多く、障がい特性により難しいのか、老化によるものなのかを総合的に判断する必要がある。
- ・生活保護受給者や浪費をしてしまう方が増え、金銭的な相談等、権利擁護支援センターやくらしと仕事センターとの連携が不可欠である。今年度は家計や権利擁護の件数の増加割合が大きい。
- ・退院後や生活が安定してからリハビリの継続を希望される方が多いが、障害福祉サービスには自立訓練はあるが、期間が限られている上、事業所も遠いため利用することが難しい。また、介護保険のようにデイサービスでリハビリをメインにする施設はないため、リハビリの継続が難しい。最近、訪問看護事業所による訪問リハビリを受けておられるケースが増えている。コロナ禍で通所リハビリを中止したり制限している病院もあるため、訪問リハビリのニーズが増えている。
- ・子育て中の利用者で、本人は気づいていないため、どうしても十分な子育てができない場合があり、虐待（ネグレクト）につながりやすい。
- ・本人や家族が福祉サービスに依存し、家族力やインフォーマル資源を活用しようとしにくいケースが目立つ。また、今までご近所等インフォーマル支援を受けていた方でも福祉サービスを利用し始めるとインフォーマルな支援が減少する傾向がある。
- ・生駒市内に放課後等デイサービスはたくさんできているが、事業所の構造上、車いすでは利用できない施設が多く通える場所に限りがある。ほとんどの車いす使用者は市外の事業所を利用しているが、それも受け入れに限界がきている。
- ・行き場所や仲間ができると、不安に対する相談は減少することから、社会参加ができる環境を整えることが重要である。コロナ禍では健康や不安の相談が増えた。
- ・ヘルパー事業所の人手が不足しており、長時間利用するような支援は断られることが多い。また、在宅で24時間介護が必要なケースもあるが、夜間の介護は家族での支援となるため、家族の介護負担は大きくなっている。
- ・医療的ケアが必要な方の支援体制が整っておらず、退院を延長したり、家族の介護負担を軽減できなかったりするケースがあった。

- ・自殺行為により身体に障がいを負ったケースや精神疾患を重複しているケースが増えており、身体面よりも精神的なフォローが必要になる場合も多い。自殺行為に至る原因を聞くのに時間がかかる場合もある。
- ・重複障がいの方が増えたことにより、警察や精神科病院など、今までかかわりの少なかった関係機関との連携や他の生活支援センターへ相談するケースが増えている。
- ・障がいが多様化していることにより、本人に合う日中活動の場が見つからないケースが増えている。特に精神障がいの方に特化した事業所では、車いすでは利用できない場所が多く、行き場所が少ない。
- ・相談員に依存しすぎるケースがある一方で、自分で情報収集しすぎることで、混乱してしまうケースもある。相談機関が複数関わる場合は、主となる相談員を決め、役割分担しておく必要がある。
- ・「毎日お風呂に入りたい。」「寝る前にお風呂に入りたい。」「手作りの暖かいご飯を食べたい。」「今から外出したい。」「お金は食事を削ってでも趣味につき込む。」「ずっと家にいたい。」等本人が望む生活がある場合に、環境や支援の度合い等、どこで折り合いをつけるのか難しさがある。また、本人の行動が失敗するとわかっていることについて判断をする際に支援者の思いを押し付けてしまっていないのか考えさせられる。

6、相談支援業務の課題について

(1) 相談支援専門員のスキルアップ

- ・対象者の障がい種別が多様化・重複化しており、家族力も低下している中で、相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等が必要である。
- ・サービス等利用計画作成に伴う業務量の増加は見られるが、委託相談支援事業所として、基幹型相談支援、基本相談やサービスにつながらない継続支援ケース等の相談支援の質を落とさないように努めなければいけない。
- ・虐待の状態への気づきや未然防止できる相談支援業務体制の構築が必要である。
- ・対象者自らが問題に取り組み、解決する力を発揮し、自己決定できるような支援スキルが求められている。
- ・家族の高齢化により、親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージ出来ていない場合が多い。また、実際に困りごとが起きておらず、他人事のように考えている現状があるため、将来設計を踏まえて、現在の生活等を考えてもらえる相談スキルが必要。
- ・ニーズの多様性や利用者の増加、資源や支援者不足などにより、市内の事業所だけでは利用者の生活を支援することは難しくなっており、日中活動の場やヘルパー事業所など市外・県外の資源についての情報収集が必要である。

(2) 社会資源の構築、開発、充実

- ・緊急入所や介護負担軽減のための短期入所に対応できる受け入れ先
- ・医療的ケア児者や車いす使用児者でも入浴ができる場所や方法
- ・親亡き後や家族機能が低下した時に地域で本人を支えられる資源
- ・重度心身障がい児者が常時医療ケアを受けながら過ごすことができる通いやすい場所にある日中活動の場
- ・常時医療的ケアを受けながら生活できる支援体制、行き場所
- ・自宅まで送迎してもらえる日中活動場所の充実
- ・高次脳機能障がいの人にあつた日中活動の場
- ・発達障がいや精神障がいを重複している肢体不自由の人の就労や日中活動の場
- ・ひきこもりを防ぐことのできる聴覚障がい者の日中活動の場
- ・障がいの軽度の方が通うことができる就労や日中活動の場
- ・車いすの児童が利用できる放課後に過ごす場所や短期入所施設
- ・病院でのリハビリが終了した後の機能維持や向上のためのリハビリができる場や機会
- ・サービス利用にそぐわない人や対象にならない人の行き場所・地域活動の場（サロン等）
- ・地域内で助け合える共生意識の啓発（災害に備えても必要）

- ・ 意思疎通支援の拡大。特に視覚障がい者への代筆や代読支援
- ・ 誰もが通いやすい地域のお店や病院
- ・ 計画支援事業所の数、質の向上

(3) ネットワークの構築

障害福祉関係者
介護保険関係者
権利擁護関係者
医療関係者
教育関係者
地域住民

更なる、相互に情報を共有し、顔の見える関係をつくる。
連携をスムーズに行えるツールが必要となっている。

(4) 感染予防

- ・ コロナ禍において「新しい生活様式」の実践が求められている中で、相談支援事業所としての対応の方法等に加え、関係機関と連携しながら、利用者ができる限り不安やストレスなく生活や活動が行える支援方法について考える必要がある。
- ・ コロナ禍での陽性が判明した際などの情報共有の在り方について（ネットワークの広さ、スピード、正確性、共有する範囲）

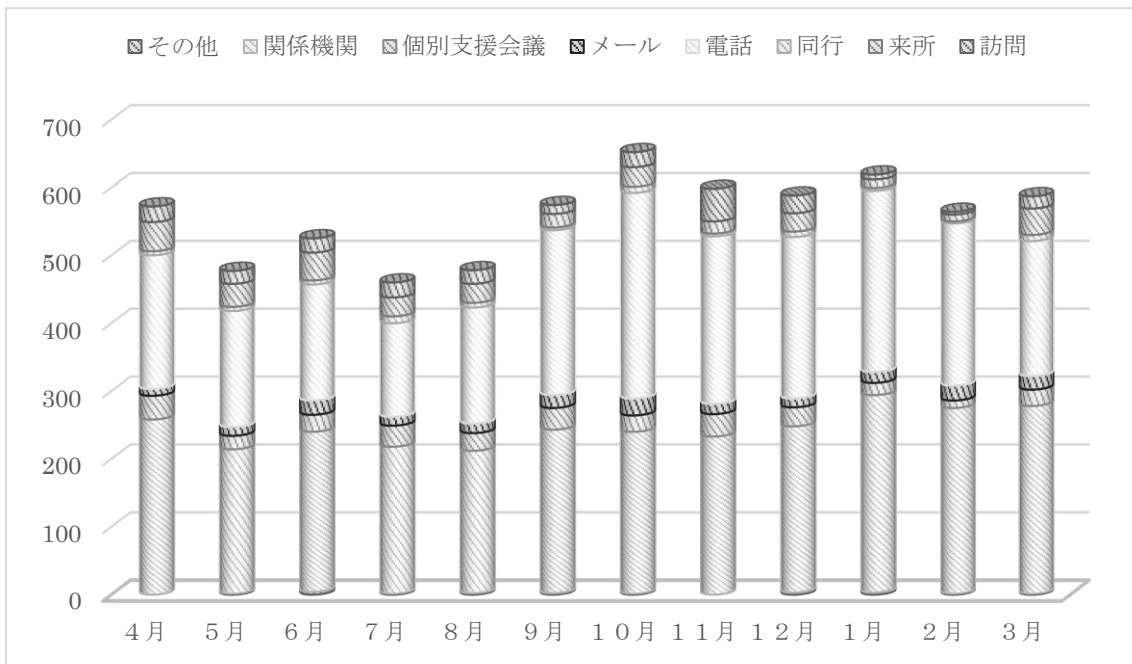
令和3年度生活支援センターかぎぐるまの概況報告

1. 障害者相談支援事業の概要

(1) 障害者相談支援事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	23	43	6	197	10	35	258	0	572
5月	19	34	6	171	13	20	213	1	477
6月	21	41	6	171	21	25	236	4	525
7月	22	28	10	138	13	31	217	1	460
8月	20	28	7	171	14	26	210	2	478
9月	13	20	4	243	19	32	241	2	574
10月	22	29	9	303	25	24	239	1	652
11月	48	18	4	247	15	33	233	0	598
12月	26	27	8	238	13	28	245	3	588
1月	7	13	4	267	16	18	291	3	619
2月	4	10	3	239	22	11	274	1	564
3月	18	39	9	199	20	24	277	1	587
合計	243	330	76	2584	201	307	2934	19	6694

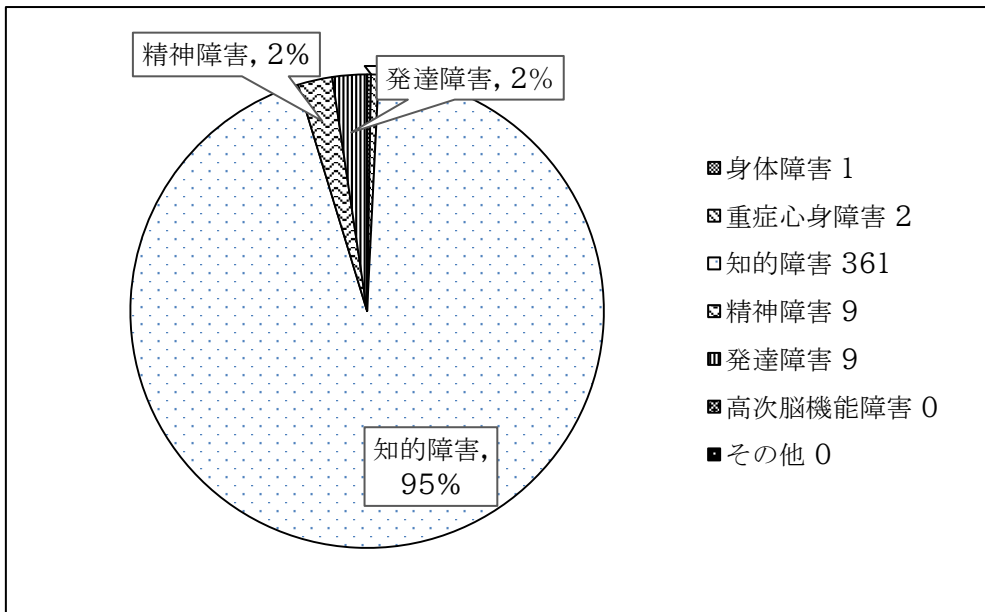
(2) 障害者相談支援事業の件数の推移



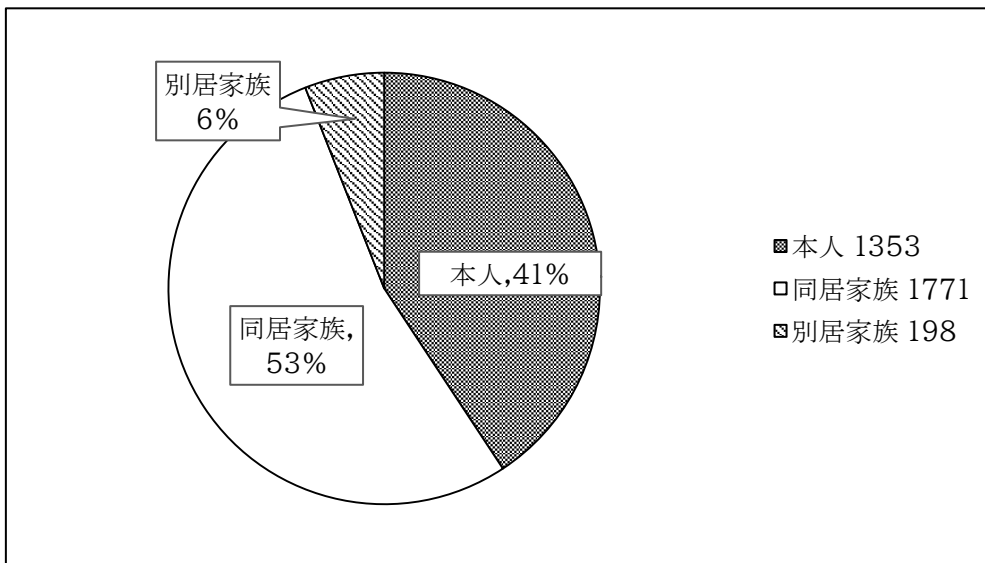
(3)障害者相談支援事業を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	326	1	2	316	7	0	0	0
障害児	56	0	0	45	2	9	0	0
計	382	1	2	361	9	9	0	0

(4)障がい種別の割合



(5)相談・連絡調整者の割合



2. 障害者相談支援事業の内容について

福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
2807	221	435	520	25	305
家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
59	72	334	64	89	1763

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
- ・障害支援区分認定に関する申請援助、調査
- ・障害福祉サービスの内容に関すること
- ・障害福祉サービス受給者証に関すること
- ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
- ・市内転入、市外転出に伴う情報提供、申請援助
- ・利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
- ・介護保険への移行や併給に関すること
- ・医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
- ・障がい者手帳に関すること
- ・日常生活用具、補装具の給付に伴う情報提供、申請援助
- ・事業所利用に向けた見学同行
- ・事業所退所に関する相談・調整援助
- ・福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
- ・サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
- ・訪問看護の利用に関すること
- ・新型コロナウイルスによる休校に伴う放課後等デイサービスの支給量に関すること
- ・新型コロナウイルスによる就労継続支援事業、生活介護事業等の在宅支援に関すること など

(2) 障害や病状の理解に関する支援

- ・本人の病状に関する相談
- ・本人の障害特性の理解の促進
- ・本人の障害特性の分析、評価に関すること
- ・本人自身の障害受容に関すること

など

(3)健康・医療に関する支援

- ・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整
- ・本人・家族の健康状態の変化についての相談
- ・病状について医師との連携、連絡、調整
- ・医療機関への同行支援
- ・入院に伴う医療機関、家族、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・難病発症に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・健康維持に関する相談

など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認
- ・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談
- ・本人の行方不明について
- ・パニック時の他傷行為、自傷行為に関する相談、連絡、調整、緊急訪問
- ・当事者とサービス提供事業者間でのトラブルに関する相談
- ・触法行為への対応相談
- ・社会的不適応行為に対する対応相談
- ・ひきこもり、不登校、社会参加の難しいケースの相談
- ・新型コロナウイルスに対する不安、心配に関する相談

など

(5)保育・教育に関する支援

- ・学校の通学に関する相談
- ・養護学校の進路に関する相談
- ・高校進学に関する相談
- ・不登校に関する相談
- ・本人の状況確認のための養護学校訪問

など

(6)家族関係・人間関係に関する支援

- ・当事者間でのトラブルに関する相談
- ・交際相手とのトラブルに関する相談
- ・家族と本人との関係性についての相談
- ・家族の入院、退院に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
- ・家族状況の安定に関わる介護保険事業所との連携、連絡、調整
- ・家族・兄弟支援の介入についての相談
- ・対人関係の構築に関する相談

- ・地域住民との関係構築に関する相談
- ・SNS の利用に関するトラブルについての相談

など

(7) 家計・経済に関する支援

- ・障害基礎年金に関する相談、申請同行
- ・医療費の助成制度に関すること
- ・生駒市生きいきクーポン券に関すること
- ・国民健康保険に関すること
- ・特別障害者手当に関すること
- ・特別児童扶養手当に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況

など

(8) 生活技術に関する支援

- ・育児に関すること
- ・引っ越しに関すること
- ・一人暮らしの生活に関する相談
- ・生活状況の確認のための定期訪問

など

(9) 就労に関する支援

- ・就職活動に関すること
- ・高校卒業後の就職先に関すること
- ・就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ハローワークへの連絡、調整、同行
- ・仕事に関する相談、連絡、調整
- ・就労先へのケース報告、連絡、調整、訪問
- ・就労の継続に関する相談

など

(10) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・社会生活力を高めるプログラムに関すること
- ・インフォーマルな資源の紹介、連絡、調整
- ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
- ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談

など

(11)権利擁護に関する支援

- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・成年後見制度の情報提供
- ・権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること
- ・虐待の疑いに関する相談
- ・本人の相続権に関すること
- ・債務整理に関する専門職との相談、調整

など

(12)その他

- ・障害福祉サービスの聞き取りにおける日程調整
- ・サービス調整会議における日程調整
- ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行

など

3. 障害者相談支援事業の傾向について

・令和3年度相談業務件数は6,694件で前年度の5,471件から1,223件増加している。前年度から引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う相談や手続き等の対応の増加、また、発達障害の方のケースが増加している。

・令和3年度相談対象者は382名となり昨年度から21名増加している。成人では、家族の高齢化により将来の不安に関する相談等が増加している。学齢期では、発達障害の方の新規利用などが増加している。

・新型コロナウイルスの感染拡大により、就労継続支援事業、生活介護事業等の在宅支援に関する本人、ご家族や事業所からの相談、調整等の対応が前年度から引き続き多かった。

・前年度同様、従来関わってきたケースでも家族状況の変化等による動きが多く、入退院を繰り返すケースや家族の高齢化、病気等により今後の生活支援等を調整するケースもみられた。健康面、体調面の変化は家族だけでなく、本人自身にも起こってきており、身体機能の低下や内部疾患、難病発症と医療面で継続的な処置や支援、生活環境を見直し、介護保険への移行等が必要になるケースも増えていた。

・病気のため亡くなられた利用者もおり、利用者本人への支援の在り方や家族との関わりなど改めて相談支援の役割を見つめ直す機会となった。

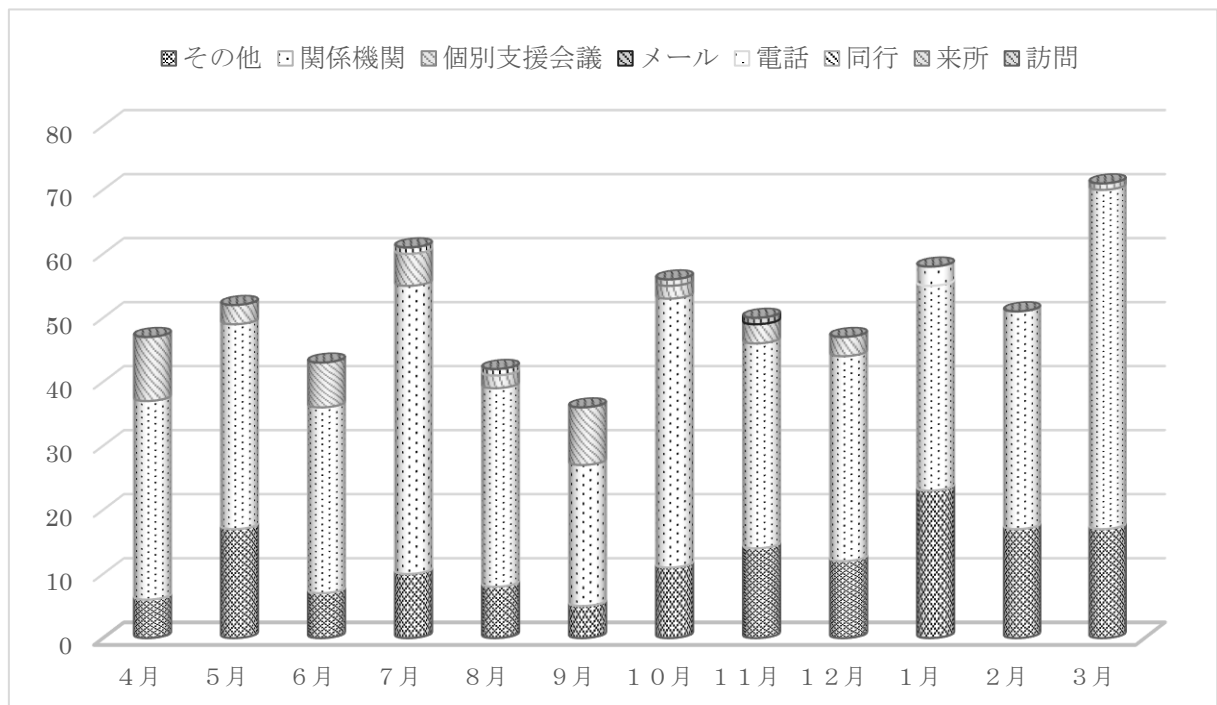
・軽度の知的障がいや発達障がい者の中には、自身や家族が障がいがあることへの抵抗感、否定感を感じていることもあり、障がい受容に対する支援などに関わるがあった。

4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	0	0	0	0	0	10	31	6	47
5月	0	0	0	0	0	3	32	17	52
6月	0	0	0	0	0	7	29	7	43
7月	0	0	1	0	0	5	45	10	61
8月	0	0	1	0	0	2	31	8	42
9月	0	0	0	0	0	9	22	5	36
10月	0	1	0	0	0	2	42	11	56
11月	0	0	0	0	1	3	32	14	50
12月	0	0	0	0	0	3	32	12	47
1月	0	0	0	3	0	0	32	23	58
2月	0	0	0	0	0	0	34	17	51
3月	0	0	0	0	0	1	53	17	71
合計	0	1	2	3	1	45	415	147	614

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業の件数の推移



5. 基幹相談支援センター等機能強化事業の内容について

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業所連絡会	研修等企画	会議等出席
件数	53	6	9	42
	指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	拠点一人暮らし体験の調整	その他
件数	318	38	0	148

(1) 自立支援協議会

- ・障がい者地域自立支援協議会担当者会
- ・障がい者地域自立支援協議会くらし部会
- ・障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会
- ・障がい者地域自立支援協議会こども支援部会

(2) 指定特定相談支援事業所連絡会

- ・市内指定特定相談支援事業所連絡会

(3) 研修企画等

- ・研修会等の参加状況
 - ・6月7日 令和3年度障害支援区分認定調査員研修(オンライン)
 - ・9月30日 令和3年度奈良県相談支援従事者初任者研修(オンライン)
 - ・10月6日、7日 令和3年度全国知的障害関係施設長等会議(オンライン)

・「かんたん・おいしい・夕食作り」の企画、実施

18歳以上の知的障がい者を対象に毎月第4土曜日の17時30分から20時00分までたけまるホール調理室で料理教室を行っており、参加者が自立に向けた調理技術を習得するとともに、参加者同士の交流を図るためにプログラムを予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止した。

・サロン活動の実施

18歳以上の知的障がい者を対象に毎週土曜日の9時30分から17時までサロン活動を行っていたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、飲食を伴わないよう13時から17時に開所時間を変更する、手洗い、アルコール消毒、検温を実施した中で、サロン活動を行った。感染状況の拡大に伴い10月から3月までは原則中止することとなった。感染に対す

る不安から参加を自粛する方もおり、参加人数は昨年より 52 人少なかった。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	35人	42人	45人	36人	32人	38人	1人	2人	4人	3人	1人	1人

延べ参加人数 240人

・生活支援センターかざぐるま主催企画、実施

生活支援センターかざぐるまが主催して、当事者同士が横のつながりを作っていくことを目的にバーベキュー大会や新年スポーツ大会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止した。

・じょぶコンの企画、実施

生活支援センターかざぐるまが主催して、就労している方たちが仕事の悩みを当事者間で話し合ったり、いろいろな仕事があるということの情報交換を行うことを目的に開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止した。

(4)会議等出席

- ・処遇困難ケースの関係機関調整会議への出席
- ・利用者ケース会議でのスーパーバイズとして出席

(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・サービス等利用計画に関する相談、助言等
- ・サービス担当者調整会議の進行相談、助言等
- ・障害福祉サービス事業所に関する情報提供、相談、助言等
- ・市内転入、市外転出に伴う相談、助言等
- ・介護保険への移行に関する相談、助言等
- ・医療機関から退院後の地域生活支援に関する相談、助言等
- ・障がい者手帳に関する相談、助言等
- ・事業所退所に関する相談、助言等

(6)関係機関との連携

- ・こどもサポートセンターゆうからの新規相談等
- ・こども家庭相談センターからの障害特性に応じた進路に関する相談等
- ・他の生活支援センターと連携して取り組んでいるケース
- ・地域の事業所の説明会への参加

(7)拠点一人暮らし体験の調整

- ・一人暮らし体験事業の紹介、説明
- ・地域生活支援拠点職員への情報提供

(8)その他

- ・地域の事業所からの報告等
- ・虐待行為に関する状況確認、報告等
- ・サロン等への参加

*定期的な会議の参加状況の一覧

会議名	内容	日時
障がい者地域自立支援協議会担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	5月25日、7月27日、9月28日、11月30日、3月29日
市内指定特定相談支援事業所事務連絡会	市内の計画相談事業所が集い、計画相談業務や制度に関する情報共有、ケースに関する検討を行い、市内の計画相談の質の向上に努める。	7月27日
障がい者地域自立支援協議会くらし部会	行政・生駒市内相談支援事業所・生活に関わる関係機関から各担当者が集まり、暮らしに関する課題解決に向けた協議、活動や地域生活支援拠点についての進捗の共有や体制整備に関する意見交換等を行う。	4月26日、6月28日、8月30日、10月25日、12月20日、2月28日
障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、障がい者の権利・啓発に向け、虐待防止マニュアルの見直し、選挙啓発用の冊子の作成、あいさポーター研修、協議、活動を行う。	4月22日、6月24日、8月26日、10月28日、12月23日、2月24日
障がい者地域自立支援協議会子ども支援部会	行政・生駒市内相談支援事業所から各担当者が集まり、障がい児のたけまるノートの啓発、不登校に関する勉強会などの活動を行う。	4月26日、5月20日、7月21日、10月21日、12月16日、2月17日

6. 基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

- ・相談件数は 614 件と前年度から 299 件増加している。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会議等への参加の減少、研修やイベント等の企画が中止されているが、関係機関への指導、助言等の機会は増えてきている。
- ・自立支援協議会においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、zoom を活用したりリモート会議の実施や参加人数を少数で開催するなど、感染防止に努めながら開催した。
- ・昨年開所した事業所は休止することとなったが、新たに 2 ヶ所の相談支援事業所が開所しており、担当できる件数の確認や事業所の情報共有を図っている。また、相談員が一人で行っているため、孤立しないよう相談しやすい関係性を築くように努めてきた。
- ・利用者の高齢化に伴う介護保険への移行や併給を検討するケースも増えており、地域包括支援センターやケアマネージャーとの連携や情報共有を行う機会が増えていた。
- ・知的障がいのある方だけでなく、同居世帯に精神疾患、知的障がい、発達障がいなど、複合課題を抱える世帯の相談も増加しており、精神障がいの相談支援機関、保健所、発達障害者支援センター、介護保険関係の機関、精神科医療、教育関係機関、児童福祉関係機関(こどもサポートセンターゆう、子ども家庭相談センター)等との関わりが多くなっている。
- ・軽度知的障がい者、発達障がい者の対人関係や地域でのトラブル、ひきこもり、不登校といった課題は近年増加傾向にあり、社会生活への参加や糸口を引き出す支援が求められている。不登校児においては、学校での失敗体験、劣等感、自己否定感を強く感じており、本人が自信を取り戻していくような居場所、人との繋がりが必要と感じている。また、そうした対人関係を避け、ゲームやアニメ、インターネットの世界に自己肯定感を見出しているケースもあり、依存状態となって外部との繋がりを失ったり、課金等から金銭問題に発展する事もある。その一方で e スポーツなどの分野を扱う就労支援事業所などもあり、新たな可能性や取り組みの一環となっている。

7. 相談支援事業の課題について

- ・障害者相談支援事業の実人数は、令和3年度は382人と前年度から21名増加している。家族、主介護者の病気といった家庭環境での大きな変化に伴う相談や警察や司法関係と連携して動く必要がある社会生活上でのトラブルを抱えたケース、学齢期での不登校や学校でのトラブルから福祉と繋がるケース、新型コロナウイルスに関連した相談など相談内容は多岐に渡っている。学齢期では、発達障害の方の新規利用も増加している。そのため、相談件数としては、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業の合計が7,308件と令和2年度の5,786件から1,522件と増加している。
- ・家庭内で当事者以外にも精神障がい、発達障がい等を抱えた方がいるケースも増加しており、よりわかりやすく丁寧な説明を行ったり、それぞれに必要な支援が行き届くよう関係機関の連携強化を図る必要がある。
- ・新型コロナウイルスの感染状況も落ち着かず、事業所での集団感染なども発生する中で、在宅支援等の手続きや事業所からの問い合わせ、相談なども多くあり対応に追われることもあった。また、相談支援の手法についても、感染状況にあわせて訪問や対面での会議を控え、電話等での対応やリモート会議などを行い、感染防止に努めながら相談支援を行った。
- ・軽度知的障がい、発達障がい、精神疾患の重複といったケースの相談では、対人関係のつまづき、異性関係のトラブル、金銭問題等多岐に渡って社会生活の中で適応できず、2次障害に繋がっている。このようなケースでも本人が安心できる環境を整えていくため、関係機関との繋がりを強化していく必要がある。
- ・就労においては、新型コロナウイルスの影響で、求人数が少なく就職活動が進まない状況が続く方もいた。経営状況の悪化から雇止めや事業撤退のため職を失うケースもあり、就業・生活支援センターとも情報共有しながら就労継続支援事業所なども選択肢に含め取り組んでいく必要がある。
- ・地域生活支援拠点等事業の緊急時受入れ対応を依頼するケースもあり、課題もまだまだあるが、本人、家族のセーフティネットとなるこの事業の必要性を感じながら、そこに至る前に相談支援の機能として課題解決に取り組んでいかなければならないと感じている。

令和3年度 生活支援センターコスモールいこまの活動報告

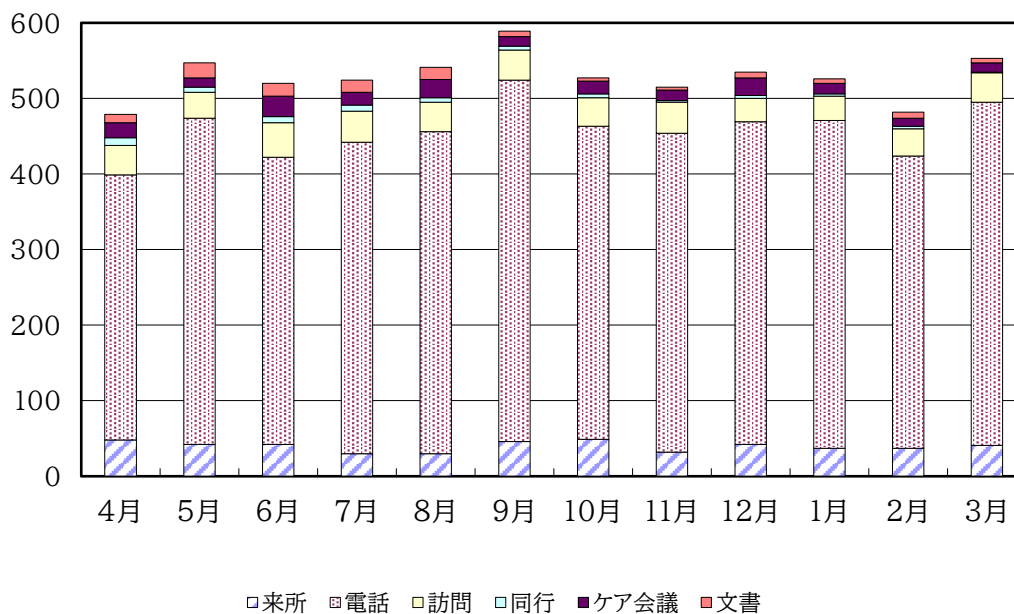
1. 障害者相談支援業務の概況

(分類は奈良県精神保健福祉センター作成の相談支援事業所精神保健福祉業務日報・月報・年報記載要領を参考)

(1) 障害者相談支援事業の件数(相談方法)

月	来所	電話	訪問	同行	ケア会議	文書	合計
4月	48	351	39	10	20	11	479
5月	42	432	34	7	12	20	547
6月	42	380	46	8	27	17	520
7月	30	412	41	8	17	16	524
8月	30	426	39	6	24	16	541
9月	46	478	40	5	13	7	589
10月	49	414	38	5	17	4	527
11月	32	422	41	2	14	4	515
12月	42	427	31	4	23	8	535
1月	37	434	32	3	14	6	526
2月	37	387	36	3	11	8	482
3月	41	454	39	1	12	6	553
合計	476	5017	456	62	204	123	6338

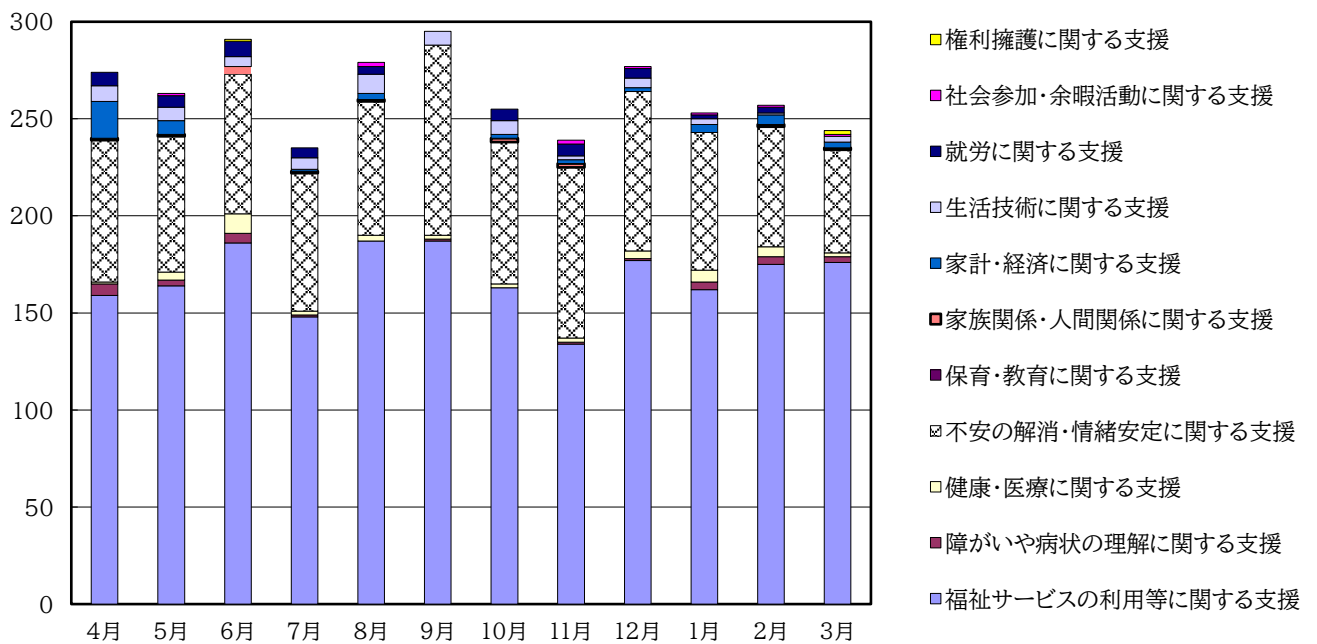
障害者相談支援事業の件数(相談方法)の推移



(2)障害者相談支援事業の件数(相談内容)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
4月	159	6	1	73	0	1	19	8	7	0	0	205	479
5月	164	3	4	70	0	1	7	7	6	1	0	284	547
6月	186	5	10	72	0	4	0	5	8	0	1	229	520
7月	148	1	2	71	0	1	1	6	5	0	0	289	524
8月	187	0	3	69	0	1	3	10	4	2	0	262	541
9月	187	1	2	98	0	0	0	7	0	0	0	294	589
10月	163	0	2	73	0	2	2	7	6	0	0	272	527
11月	134	1	2	88	0	2	2	2	6	2	0	276	515
12月	177	1	4	82	0	0	2	5	5	1	0	258	535
1月	162	4	6	71	0	0	4	3	2	1	0	273	526
2月	175	4	5	62	0	1	5	1	3	1	0	225	482
3月	176	3	2	53	0	1	3	3	0	1	2	309	553
合計	2018	29	43	882	0	14	48	64	52	9	3	3176	6338

障害者相談支援(相談内容)の件数の推移



(3)相談対象者障がい種別(実数合計)

※疾病が重複している場合は精神疾患に関するもののみ計上しています。

種別	延数
精神病圏の疾病	3712
アルコール依存症	3
薬物依存症	0
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	147
その他精神疾患	1009
その他	39
不明	1428

<用語解説>

- ※1 精神病圏－統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分(感情)障害、等
- ※2 老人性精神疾患－認知症、老人性うつ状態、等
- ※3 思春期性精神疾患－18歳未満の思春期の精神保健福祉(発達障害含む)に関すること
学校生活、家庭での問題行動(不登校、乱暴、性関連等)
- ※4 心の健康－神経症性障害、ヒステリー、パニックディスオーダー、ストレスに関すること
- ※5 その他精神疾患－てんかん、精神発達遅滞、人格障害、摂食障害の一部、

・年齢別(実数合計 381)※新規も含む

年齢	延数
～18	0
19～39	1823
40～64	3979
65～	122
年齢不詳	414

・新規紹介経路(新規実数合計 141)

機関	実数
保健所	2
市町村	40
医療機関	10
その他	89

2. 障害者相談支援業務の内容について

(1)①福祉サービスの利用に関する相談、調整

- ・ 障害者総合支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
- ・ 障害者総合支援法の利用者負担額の試算に関する事
- ・ 障害支援区分認定調査及びサービス利用計画作成に関する事
- ・ 障害支援区分認定、障害福祉サービスの代行申請
- ・ 障害福祉サービスの内容に関する事
- ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
- ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
- ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
- ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
- ・ 介護保険の申請援助
- ・ 介護保険サービスの内容や移行に関する事

など

②各種社会保障制度等(①以外)の利用援助

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害基礎年金の申請援助
- ・ 障害基礎年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害基礎年金の現況届、住所や振込口座変更手続きに関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続(印鑑証明、戸籍謄本、住民票など)の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の減免等申請援助
- ・ 国民健康保険税、高額療養費に関する情報提供及び手続援助
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ 生きいきクーポンの申請や利用方法に関する事
- ・ ヘルプカードの情報提供・配布

など

(2)障害や症状に関する支援

- ・ 体調悪化時の医療受診の相談
- ・ 医療機関とのケースの報告、連絡、相談
- ・ 医療機関の情報提供

など

(3)健康・医療に関する支援

- ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
- ・ 医療機関の情報提供
- ・ カウンセリング機関の紹介

など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事
- ・ 日常生活での全般的な不安の相談

など

(5)家族関係・人間関係に関する支援

- ・ 家族や友人など人間関係に関する事

(6)家計・経済に関する支援

- ・ 日常生活自立援助事業の情報提供、申請援助
- ・ 暮らしとしごとの情報提供
- ・ 1か月のお金の使い方についての事

など

(7)生活技術に関する支援

- ・ 社会資源(インフォーマル資源も含む)活用における援助
- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス(薬の受けとりや家事代行等)に関する事
- ・ まごころ収集に関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事

など

(8) 就労に関する支援

- ・ 就職活動についての相談
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
- ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告

など

(9)社会参加・余暇に関する支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
- ・ 長期在宅者への情報提供、サービス調整
- ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 障害者向けの研修会、当事者会などの情報提供
- ・ ボランティアビューローの情報提供

など

(10)その他相談支援

- ・ 子供の養育に関する事
- ・ 親の介護に関する事
- ・ 薬に関する事
- ・ 病気に関する事
- ・ 当事者会に関する情報提供
- ・ 各種パンフレット作成のための情報提供
- ・ 成年後見人制度の情報提供

- ・ 苦情申し立ての援助
- ・ 法律無料相談の情報提供

など

3. 障害者相談支援事業の傾向について

昨年度から続くコロナ禍で対面での支援が減り電話やオンラインでの相談が増えている。感染対策をとりながら本人の生活の質が低下することなく送っていきけるようにかかわりを続けてきた。

コロナ禍で働き方にも変化があり在宅で就労支援を受ける方も増えてきている。新規事業所や他府県への通所を希望する方もみられ事業所の情報収集や関係作りを行っていった。

また今年度は他機関の役割や強みを知り、自分たちの機関のことを知ってもらうことに力をいれてきた。障害が重複する事例や多機関が関わっている事例も増えてきている。ケースを通して関係性が深まり、困ったときに相談をしてもらえるようになってきている。支援の選択肢が広がっていき、その人らしく暮らしていくことにつながっている。

4. 基幹相談支援センター等機能強化事業の概要

(1)基幹相談支援センター等機能強化事業件数(件数合計:223件)

内容	件数
地域自立支援協議会	28
指定特定相談支援事業所連絡会	1
研修等企画	5
会議等出席	8
指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	173
関係機関との連携	8
その他	0

5. 基幹相談支援センター等機能強化事業の詳細

(1)地域自立支援協議会

- ・ 生駒市障がい者地域自立支援協議会
 - 権利擁護部会 2 ヶ月に 1 回
 - くらし部会 2 ヶ月に 1 回
 - 担当者会 2 ヶ月に 1 回

(2)指定特定相談支援事業所連絡会

- ・ 市内指定特定相談支援事業所連絡会

(3)研修会等企画

- ・ 研修の企画会議に参加
- ・ あいサポート研修を企画、参加

(4)会議など出席

- ・ 連携会議 参加

(5) 指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等

- ・ 計画相談支援事業所へ書き方などについての助言
- ・ 訪問看護の利用についての助言

など

(6) 関係機関との連携

- ・ 権利擁護支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 医療機関への同行、ケース報告、薬の受け取り代行、診療情報提供書の受け取り
- ・ 障害者職業センターへの連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 公共職業安定所への同行、ケース報告、連絡
- ・ 弁護士事務所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 子どもサポートセンターゆうへのケース報告、連絡、調整
- ・ 暮らしとしごと支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
- ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 消費者センターの紹介、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整
- ・ 郡山保健所の紹介、連絡、調整
- ・ 法人内の会議へ参加、情報交換、課題について協議
- ・ 高齢化問題についての話し合い、今後についての検討

など

6. 基幹相談支援センター等機能強化事業の傾向について

年々関係機関からのさまざまな相談に対応していくことが増えてきている。指定特定相談支援事業所からは計画作成の方法やケースへの対応、ケースの引継ぎについて相談があった。児童、高齢分野からは虐待事例への対応や家族へのかかわり方など多岐にわたる相談があった。また地域住民から精神障害についての問い合わせもあり個々に対応を行ってきたがまだまだ差別・偏見も強く正しい知識の普及が必要であると感じた。

7. その他の活動について

障害支援区分認定調査(105 件実施)

新規で調査を行う際は、初対面で生活歴や生活のしづらさを聞き取るため、安心して答えてもらえるよう質問を工夫しながら調査をした。また、利用者の現状が区分に反映されるよう、丁寧に調査票作成を行った。

8. 相談支援事業の課題について

高齢分野からの相談が増え、協同して動く機会も多くなってきている。その結果どこにもつながっていない当事者とつながる機会が増えてきている。複雑な事例へ対処していくために地域の相談機関との連携を続けていくこと職員のスキルアップを図っていきたいと考えている。家族や当事者が生き活きと自分らしい生活を送っていけるように支援していく。

計画相談に関連する相談は、年々増加傾向にあり、業務繁忙な状況が続いている中、利用者の思いに寄り添う支援を常に意識しながら行った。市町村や関係機関と連携しながら丁寧に相談に応じた。また、利用者の状況にあわせてケア会議を実施し、利用者の希望、事業所の支援の方向性を合わせて必要な支援の調整を行った。

障害福祉サービス事業所との連携強化も継続した。各事業所で困ったことがあれば早急に対応し、必要時にはコンサルテーションも行い、利用者からも各事業所からも安心してもらえる体制づくりを心がけながら実践した。

家族支援については、令和3年12月に生駒市の委託事業として地域活動支援センターの主催で家族教室が行われたため、実施にあたり家族へのチラシ配布に協力し、講師の一人としてコスモールいこまの機関機能の説明を行った。また、家族のみの定期面談、訪問を行い、他の相談機関や家族会の情報提供を行った。

令和4年度は、引き続き感染対策に気を付け、関係機関との連携を深め、早期介入が必要な場合の役割分担や、地域課題を共有し、協働する仕組みづくりを行う。また、相談員それぞれがアセスメント能力を高め、福祉サービスを利用する、しないに関わらず、どのような生活を送っていききたいか、そのためにどんな道のりがあるのか、フォーマル、インフォーマルの社会資源情報を提供しつつ、利用者とともに考える。

9. 精神障害者の支援における特性

- 利用者との話し合いを中心に支援の方向性を決めて行う。(認知が正しく行われないこともあるため、話し合いには細心の注意をはらう必要がある)
- どんな風に生きていきたいか、希望を聞かれたことも、話したことも考えたこともない利用者がある。話しやすい関係や環境をつくり、ゆっくり希望を聞くところから始めていかねばならない。(隠されたニーズを丁寧に掘り起こす支援が必要)
- 「大丈夫ですよ」の一言を、毎日聞くことで安心して日常生活が送れる。何度も電話相談に応じるような、細かな、小さな継続的な支えを事業所に依頼している。
- 利用者は日々成長し、変化していく。病状にも波があり、障がいも固定していないため、その時々能力を細かくアセスメントする必要がある。昨日できたことが今日できなかつたり、昨日できなかったことが今日できることもある。同じ「できないこと」でもできない理由が時期によって異なることもある。
- 問題解決をのぞんでいない、ケアマネジメントの手法を使えない利用者もいる。(課題に向き合う気持ちがなく、課題の共有が行えず、解決法を見出すこともできない)
- 支援者に依存しすぎることをないように、セルフマネジメントが行えるような支援に重点をおく必要がある。加えて、その姿勢を関係機関とも共有する必要がある。
- 社会生活を送る上での相談が多岐にわたり、不安も大きいいため、手続きひとつにしても、窓口を案内するだけでなく、細かい情報提供が安心につながる(どんな書類が必要で、いつ手続きが完了するのかなど)。制度に変化が多く、相談員が詳しく把握しておくのが困難になってきているため、窓口へ同行することが増えている。

- 発達障がい者の就労相談が増加している。サービス利用希望者も多い。理解に時間がかかる、言葉へのこだわりがある等、個別性が高いため、特性を理解し、適切に対応できるよう、研鑽と専門機関との連携が欠かせない。
- 体調が安定せず、福祉サービスの導入が難しい場合がある(予定の時間に活動できないなど)医療機関と連携し、体調を整えるところから始める必要がある(月に1~2回、予定の時間に活動できる程度の回復をめざす)。
- 精神疾患を抱えながら地域生活を送っている精神障がい者の特性上、体調悪化に備えて医療機関との綿密な連携が欠かせない。
- どの職員でも応対できるよう、事業所内での詳細な情報共有(今どんな支援をしているか、今日はどんな支援をするか、電話や来所時にはどのように応対するか)が必要。

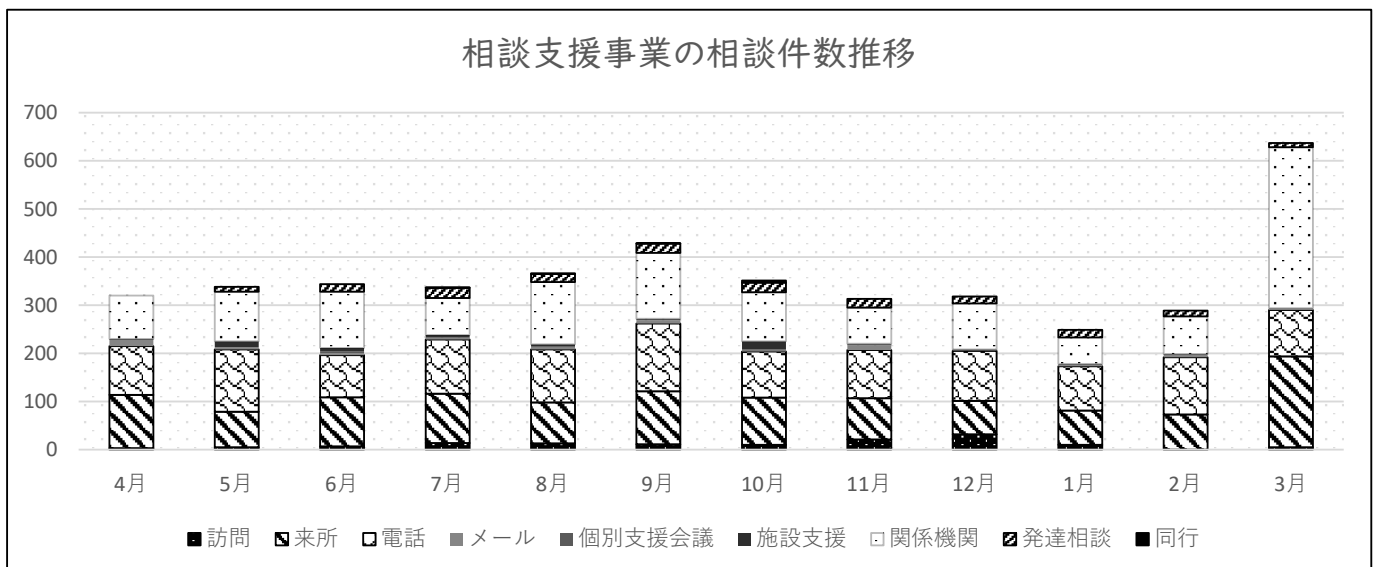
令和3年度 生活支援センターあすなろの概況報告 (R3.4~R4.3)

1. 相談支援業務の概況

(1) 相談支援事業 相談件数

	訪問	来所	電話	メール	個別支援会議	施設支援	関係機関	発達相談	同行	月合計
4月	3	111	101	13	1	1	90	0	0	320
5月	5	74	129	4	1	12	103	10	0	338
6月	7	102	87	4	4	7	117	16	0	344
7月	14	102	113	3	1	5	77	21	1	337
8月	13	85	110	4	3	4	129	17	1	366
9月	11	110	141	7	1	2	137	19	1	429
10月	10	98	96	2	2	17	102	20	4	351
11月	21	86	100	9	3	1	75	18	0	313
12月	32	69	104	1	1	1	96	14	0	318
1月	10	71	92	5	0	0	55	16	0	249
2月	0	73	119	7	0	0	78	12	0	289
3月	5	189	96	3	1	0	334	9	0	637
計	131	1170	1288	62	18	50	1393	172	7	4291

※計画相談は年間1354件

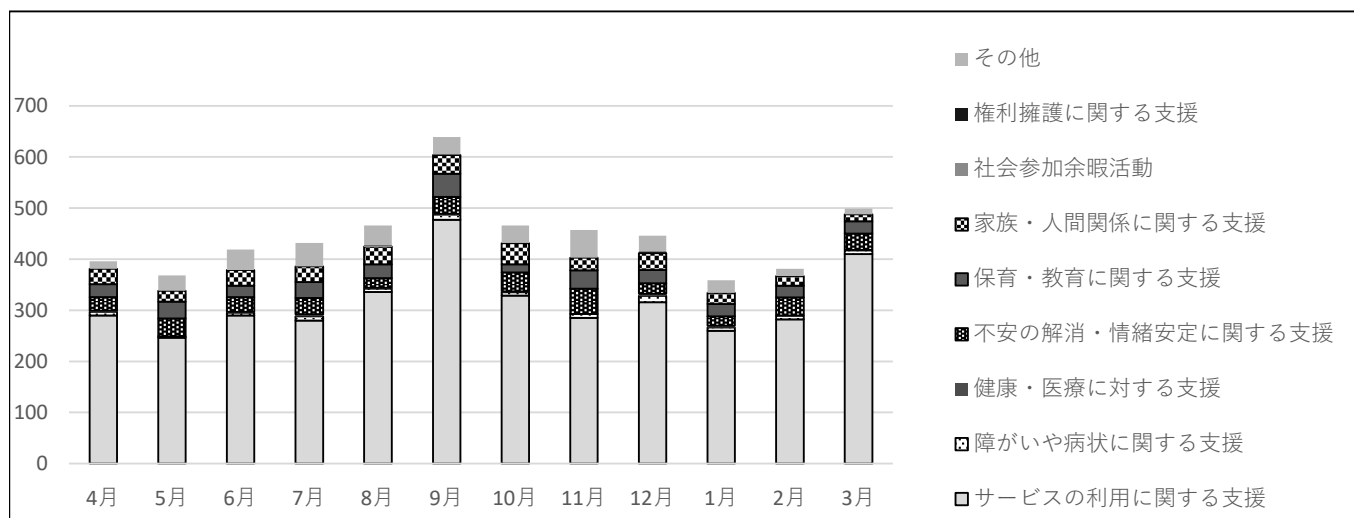


① 相談支援を利用している子どもの人数

身体障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	高次脳機能障害	その他未診断	合計
23	5	85	178	0	139	430

(2) 障害者相談支援業務の内容件数

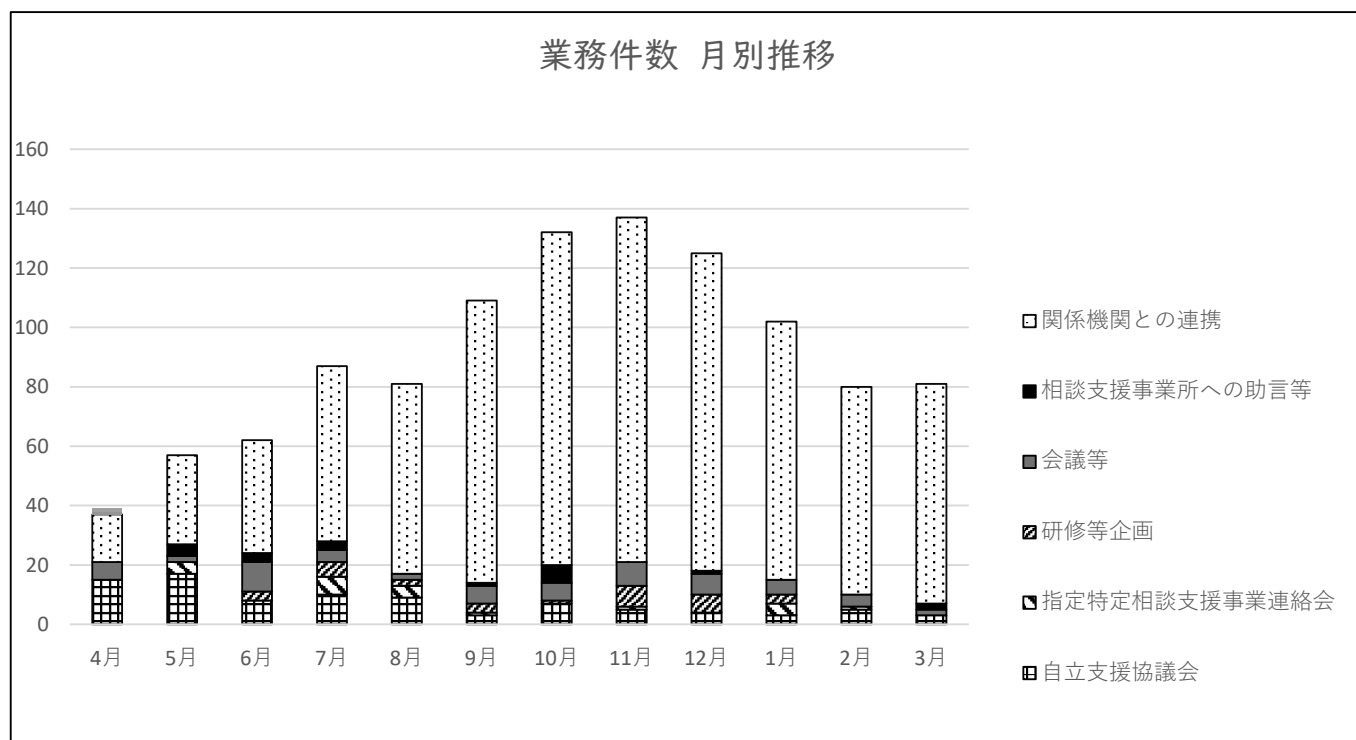
	サービスの利用に関する支援	障がいや病状に関する支援	健康・医療に対する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族・人間関係に関する支援	社会参加余暇活動	権利擁護に関する支援	その他	計
4月	290	7	2	27	25	30	0	0	15	396
5月	246	3	0	35	33	21	0	0	30	368
6月	290	5	2	29	22	31	0	0	40	419
7月	280	8	4	32	31	31	0	0	46	432
8月	336	6	2	19	27	35	1	1	39	466
9月	477	10	2	33	45	37	0	1	34	639
10月	329	6	2	37	16	41	0	1	34	466
11月	285	8	0	49	36	25	0	0	54	457
12月	316	12	4	21	26	33	0	3	31	446
1月	260	6	4	18	24	22	0	0	25	359
2月	282	7	1	35	23	19	0	0	14	381
3月	410	7	1	32	24	14	0	0	11	499
計	3801	85	24	367	332	339	1	6	373	5328



- ① 通所および福祉サービスの利用に関する支援
 - 児童発達支援・放課後デイサービスの利用・内容に関する相談
 - 障害福祉サービス利用や内容に関する相談
 - 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
 - 児童支援利用計画に関する相談、アセスメントの実施
 - 通所・障害福祉サービスの代行申請
 - サービスの支給量変更に関する調整、代行申請
 - 通所・障害福祉サービス受給者証に関すること
 - 市内転入、転出に伴う情報提供
 - 障害者手帳に関すること
 - 特別児童扶養手当に関すること
 - 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
 - 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
 - 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
 - サービス調整会議の実施
 - コロナウイルス対応についての調整、相談 など
- ② 障害や病状の理解に関する支援
 - 本人の病状や障害に関する相談
 - 本人の障害特性の理解の促進
 - 発達検査、発達相談の実施 など
- ③ 健康・医療に関する支援
 - 本人の状態や保護者のニーズに合った医療機関の紹介、連絡調整
 - 訪問看護や訪問リハビリの紹介、連絡調整の実施
- ④ 不安の解消・情緒安定に関する支援
 - 本人のパニック、他傷等に関する相談
 - 保護者の子育てに関する相談
 - サービス提供事業所への苦情やトラブルに関する相談 など
- ⑤ 保育・教育に関する支援
 - 就園、小・中学校・高校への進学相談と情報提供
 - 幼稚園・保育園・小学校・学童保育での対応等についての相談
 - 不登校の相談
 - 学習についての相談
 - 施設支援の実施 など
- ⑥ 家族関係・人間関係に関する支援
 - 学校等での、いじめやからかい、トラブルに関する相談
 - 保護者からの虐待などに関する相談
 - ペアレントトレーニングの実施
 - 家族状況の環境の変化に関する相談 など
 - きょうだいについての相談
- ⑦ 社会参加・余暇活動に関する支援
 - 習い事(運動クラブ・スイミング・ダンス教室・塾など)のインフォーマルな資源の紹介 など
- ⑧ 権利擁護に関する支援
 - 虐待の疑いに関する相談

(3) 基幹相談支援センター等機能強化事業 業務件数

	自立支援協議会	指定特定相談支援事業連絡会	研修等企画	会議等	相談支援事業所への助言等	関係機関との連携	月合計
4月	15	0	0	6	0	16	37
5月	17	4	0	2	4	30	57
6月	8	0	3	10	3	38	62
7月	10	6	5	4	3	59	87
8月	9	4	2	2	0	64	81
9月	3	1	3	6	1	95	109
10月	7	0	1	6	6	112	132
11月	5	1	7	8	0	116	137
12月	4	0	6	7	1	107	125
1月	3	4	3	5	0	87	102
2月	5	1	0	4	0	70	80
3月	3	0	0	2	2	74	81
計	89	21	30	62	20	868	1090



① 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	頻度
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 担当者会	行政、市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや 困難事例への対応の在り方に関する協議、調整、地域ネットワークの構 築に向けた協議、企画、情報交換を行う。	2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 こども支援部会	行政、教育機関、市内の相談支援事業所、通所施設などが集まり、教育 と福祉の連携をテーマに、たけまるノートの啓発、不登校児の支援につ いて教育機関関係者による座談会の実施。また、市内の放課後等デイ サービス事業所の紹介動画が観れるMAPを作成し教育、保育関係者 に配布。市内の児童発達支援事業所職員の向けて就学についての勉 強会を実施。	10月まで 概ね毎月 その後 2か月に1回
生駒市障がい者 地域自立支援協議会 権利擁護部会	行政、市内の相談支援事業所が集まり、障がい児・者理解の為のあい サポーター養成講座の実施、選挙の投票が円滑に出来るよう選挙媒体 の内容検討を行う。また障害者虐待対応マニュアル見直し。	2か月に1回
生駒市要保護児童対策 地域協議会実務者会議	行政、教育、福祉等の機関で構成され、毎月の新規ケースと要保護家 庭の振り返りを行う。	1か月に1回
健康課母子連絡会	健康課保健師、発達相談員と当センター相談員、発達相談員にて情報 交換を行う。秋に市内の児童発達支援事業所も含めて連携の場として 実施。(3回目はコロナ流行のため中止)	年3回
ことばの教室連絡会	ことばの教室教諭と健康課、こども支援センターあすなる職員、発達相 談員で情報交換を行う。	年3回

○ その他、生駒市就学前教育相談、生駒市就学指導委員会にも参加

② 研修会等への参加状況

あいサポーターメッセンジャー養成講座
奈良県相談支援初任者研修
奈良県相談支援現任者研修
事例検討会

③ その他の活動

○ 施設支援

幼稚園や保育園、小学校、学童保育所等で要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について
助言や指導を行っています。療育の必要性があっても諸事情から通園にはつながることができないケースにも対応
し支援します。定期的実施することで各機関と緊密な連携や支援を行うことに繋がっています。

- トリプルPステップングストーンズ
今年度も10月に予定していましたが、コロナ禍のため中止となりました。
- ひまわり教室・なかよし教室
健康課が実施する母子フォロー教室（ひまわり教室・なかよし教室）に相談員が参加しています。
療育につなげていく場面で顔見知りの相談員がいることは、保護者の安心につながり、療育へのハードルも低くなると共に、健康課との連携もより良いものになっています。
- 発達相談
発達相談員による発達相談を随時行っています。新版K式発達検査を使用し、発達状況の確認を保護者と行います。また、結果をお渡ししサービス事業所や幼稚園、保育園で共有していただくツールになっています。
希望やケースにより、発達相談員との療育相談も実施しています。

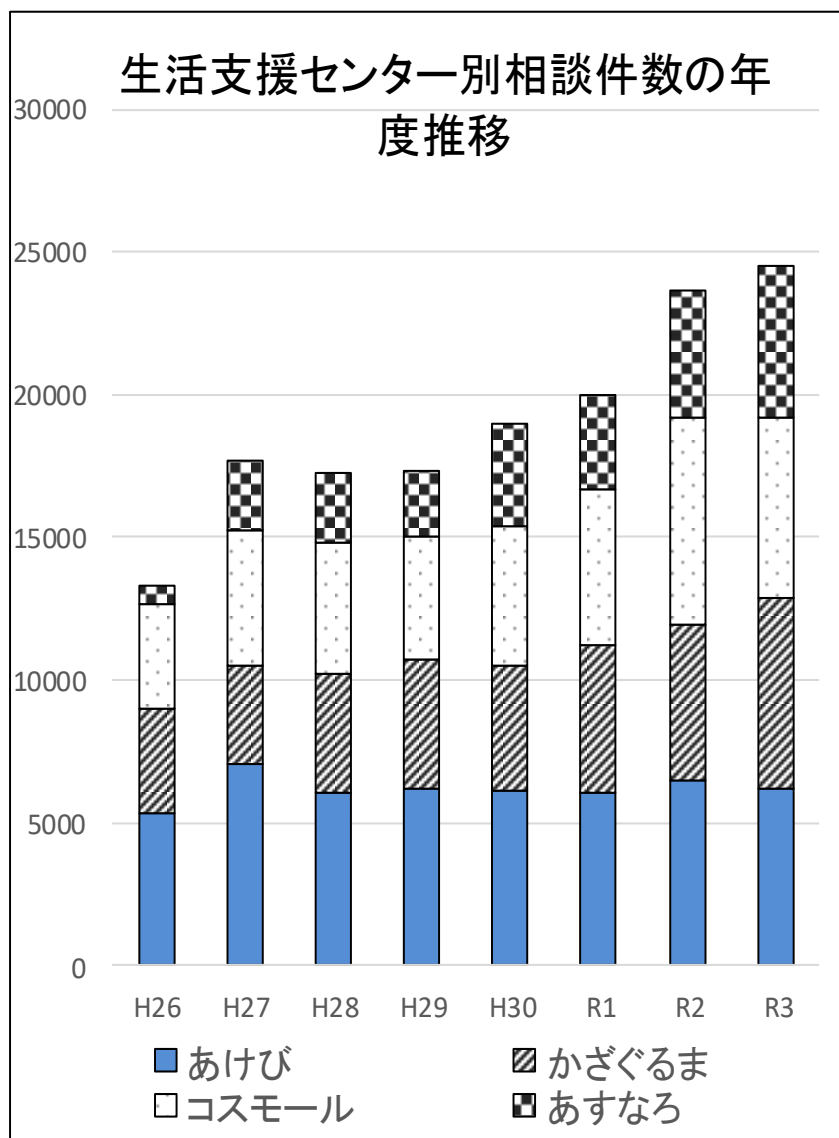
2. 相談支援業務の傾向について

- 通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主ですが、放課後等デイのサービスが充実してきたこともあり、児童発達支援終了後も継続して療育の利用を希望される方が年々増えており、小・中学生の相談が増加しています。
- こども支援センターあすなろの通所をしていなかった児童が、学校やことばの教室、家庭児童相談室より紹介され、小学校中学年でつながってくるケースが増加傾向にあります。
- 発達障害を伴う、不登校児の相談がコロナ禍になり更に増えており、放課後等デイサービスが居場所となる事が多く、各事業所もケースにより過ごしやすい環境作りをしてくださっています。
- 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れなどの発達の遅れや、コミュニケーションや社会性の遅れを伴っているケースが殆どです。
- サービスを利用している児の兄弟姉妹の相談や、虐待、保護者が精神疾患を伴うケースも多く、複雑化し、家庭児童相談室との連携をとるケースが多くあります。
- コロナ禍での不登校の増加や在宅での支援を希望されるなど、相談自体の持ち方が、対面や訪問では難しい状況などもあり、LINE WORKSやZoomを取り入れ、相談方法の充実を図りました。

3. 今後の課題について

- 新規相談は増加傾向にあり、セルフプランの作成支援も増えつつあるため、業務多忙な状況が続いています。新規相談の増加や処遇困難や要対協での見守り家庭のマネジメントや後方支援、既に相談対応をしている児の兄弟姉妹も相談を希望されるなど、対応件数が引き続き増加しています。また、年度末は就園や就学を控え相談件数が増加する傾向にあります。相談員の確保が難しい中、煩雑になる事務作業もICT化を更に進め、軽減を図る事が必要です。
- コロナ禍での支援となり、各機関や家庭でのこどもの姿を、訪問して確認しにくい状況もありました。保護者や関係機関と電話でのやりとりに加え、可能な場合はオンラインも活用したり、感染縮小傾向の時期には、感染予防対策をとりながら対面での支援を再開するなど、状況を見極めながら支援方法を検討していきました。コロナ禍が完全には収束しないなか、引き続き感染予防対策に努め、状況を見極めながら、少しずつ本来の対面での支援に近づけていきたいと思えます。
- また、コロナ禍の影響もあり、不登校児の支援に関する相談は更に増えています。発達障害を伴う不登校児への対応について、学校や教育機関との連携を強化し、「こども支援部会」や「担当者会」と協働しながら、より良い理解や支援に繋げていく働きかけを継続していく必要があります。
- 放課後等デイサービスを利用する児童は、引き続き増加傾向にあります。中学卒業後は、より複合的な課題や支援の調整が必要となる時期でもあり、サービス利用希望者に対して相談支援専門員の数は不足しています。地域での相談支援専門員の更なる充足が必要となっています。

令和3年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ 1



障害者相談支援事業の概要と相談件数

(1)福祉サービスの利用に関する支援	12,743
(2)障がいや病状の理解に関する支援	737
(3)健康・医療に関する支援	919
(4)不安の解消・情緒安定に関する支援	2,102
(5)保育・教育に関する支援	429
(6)家族関係・人間関係に関する支援	843
(7)家計・経済に関する支援	207
(8)生活技術に関する支援	300
(9)就労に関する支援	504
(10)社会参加・余暇活動に関する支援	179
(11)権利擁護に関する支援	249
(12)その他(専門機関の紹介・調整)	5,317
合 計	24,529

令和3年度相談支援事業実績報告・概況報告まとめ 2

基幹相談支援センター等機能強化事業の概要と相談件数

(1)地域自立支援協議会	265
(2)指定特定相談支援事業所連絡会	34
(3)研修等企画	56
(4)会議等出席	126
(5)指定特定・指定障害児相談支援事業所への助言等	647
(6)関係機関との連携	1,047
(7)地域移行・地域定着の促進の取り組み (一人暮らし体験計画作成等)	90
(8)その他	148
合 計	2,413

相談支援の傾向と課題

- 障がい者数および児童通所サービスの利用希望は年々増加しており、生活支援センターの存在も周知されてきたこと等から、新規の相談は年々増加している。
- 障がいの重複や重度化、高齢家族の病気や死亡等に伴い在宅介護の困難さが増し、突然の環境変化や緊急支援を必要とする事例が増えている。警察等が関わる社会生活上のトラブルも多い。また、発達障害を伴う不登校相談は年々増加傾向にある。高齢者支援との連携の中では、障がいらしき家族(子)に関する相談も増えている。家庭内で複合的な課題を抱えた事例や緊急性の高い困難事例が増加している。相談員の自己研鑽のみならず、相談員の連携を深め、関係機関と共にチームアプローチを強化することが重要である。
- 福祉サービスの利用者は年々増加しており、相談支援専門員の更なる充足が必要である。
- 福祉サービスの利用増加に伴いインフォーマルな資源を活用する機会が減少し、本人のエンパワーメント、家族力、地域での関わりの低下につながっている。コロナ禍で、福祉サービス以外の地域でつながりを持てる機会は更に減少している。親亡き後の生活を見据え、地域での多様な居場所の選択肢を増やしていけるよう、新たな居場所づくりの展開や働きかけが必要である。